

使用料の見直しについて

【基本的な考え方】

1 受益者負担の原則

公共財（小中学校、図書館等）は、税による負担が原則であるが、これら以外の行政サービスを利用する場合、利用する特定の者が利益を受け、利用しない者との負担の公平性を欠くことから、受益者が応分の負担をすることにより負担の公平性を確保することを原則とする。

使用料の金額設定にあたっては、受益者負担の原則に則って、投入コストをペイできることを大原則としつつ、適正な負担を求める統一的な使用料算定基準を定めることとした。

税によって賄う（＝無料）べき施設（公共財）として、保育所、幼稚園、小中学校、青少年センター会館、老人福祉施設、火葬場など市民の一般的な日常生活における年齢等に応じたライフステージごとに、社会的に提供すべきサービス施設が考えられるが、人的役務提供の占めるコストが大きいものや民間との競合などの観点から、保育所、幼稚園、火葬場などは準公共財として位置付け、受益者負担50%又は法令の徴収基準などを基本に別途算定する。

なお、小中学校や図書館は、法律上、無料にすべき施設である。

使用者の選択性による（人によって必要性が大きく異なる）施設等については、100%受益者負担が原則となる。

2 使用料算定基準（最低基準）

1時間当たり＜ 使用料＝原価 ＞を基本とし、施設使用料の最低基準となる原価計算を次のとおりとする。

- (1) $\text{最低原価} = \text{各施設全体の1m}^2\text{当たりの年間コスト} \times \text{貸出面積} \div \text{年間供用時間数}$
- (2) 「各施設全体の1m²当たりの年間コスト」は、各施設全体の年間のランニングコスト・イニシャルコストを合計したものを、総施設面積で除する。
- (3) 「貸出面積」は、ホール・会議室・体育室等の貸出対象部分の使用面積とする。
- (4) 「年間供用時間数」は、年間の総使用可能時間数とし、稼働率に関係なく開業（開館）日数に1日当たりの開業時間数を乗じて算出する（フル稼働したと仮定した時間数）。

3 使用料算定基準（目標基準）

上記1の原則通り投入コストをペイすることを目標に、最低原価を達成している使用料については、目標基準を次のとおりとする。

$$\text{目標原価} = \text{最低原価} \times \left[\text{貸出面積に係る総年間コスト} \div \text{年間使用料収入} \right]$$

貸出面積に係る総年間コストを年間使用料収入でペイしていない比率（＝目標原価率）を最低原価に乗じることにより、現在の施設の稼働率に応じた目標原価（＝必要使用料）を算出する。

<対象ランニングコスト>

- (1) 賃金（植木剪定等施設維持管理に係るもの）
- (2) 消耗品費（維持管理に直接必要なもののほか、間接的な事務消耗品も含むすべて）
- (3) 光熱水費（すべて）
- (4) 修繕料（すべて）
- (5) 燃料費（自動車に係るものを除く）
- (6) 印刷製本費（受付・出納等の施設使用に係るもの）
- (7) 役務費（電話代すべて、施設維持・備品維持に係る手数料）
- (8) 委託料（清掃警備、器具等設備保守点検、ごみ収集、管理委託などすべて）
- (9) 使用料賃借料（土地借上、機器リース等施設全体に渡ってすべて）
- (10) 原材料費（すべて）

備品購入費・工事費は減価償却費で算出するため除くほか、旅費・会費等の負担金など間接的にも施設管理に関係しない経費は除く。

<対象イニシャルコスト>

- (1) 建物の減価償却費（全国市有物件共済会との契約における再調達価額により年額算出）
用地取得費は、減価償却資産対象外であり、経費積算からは除く。
- (2) 構築物等の減価償却費（建物以外の駐車場・植採・グランド・ネット・照明・排水設備等は、工事費を基に法定耐用年数に従って年額算出）
- (3) 備品の減価償却費（放送・音響・照明・机・椅子その他施設使用者が利用する機械器具は、取得価額又は買換予定価額を基に残存価額10%、耐用年数8年で年額算出）

備品の貸出料金を別途規定している施設は、施設使用料の対象経費に算入せずに、別途、機器設備使用料の対象経費として積算する。

<対象人件費>

施設使用という単なる貸出事務とは別に、施設使用することによって、使用者に対する職員の人的役務提供が必要な場合は、それに要する時間を積算し、人件費の平均単価4,605円/時間に乗じて算出する。

【使用料改定方針】

- (1) 原則として、上記2及び3により算定した金額を改定金額とするが、貸出面積や時間単価によるとコストが算出しにくい施設については、全体のコストをペイすることを基本に個別の方法により算定する。

例：歴史館・プール・斎場葬具・トレーニング室等の個人使用のみのものなど

- (2) 現行の使用料金を最低原価まで改定すると、5倍以上の改定率になるものは単年度100%アップ、5倍未満のものは単年度50%アップを目途とし、3年後に再度改定して最低原価に近づくようにする。

なお、20%以内のアップ率で最低原価に到達するものは、下記(3)により20%アップを目途として改定する。

- (3) 現行の使用料金が最低原価を上回っているものの、目標原価に達していない場合は、20%アップを目途に改定し、3年後に再度改定して目標原価に近づくようにする。

- (4) 現行の使用料金が目標原価を上回っているものは、計算上は値下げすることを意味するが、上記の原価には、施設管理担当職員等の人件費を算入しておらず、施設運営全体としては実コストをペイしていないことから、据置きとする。

- (5) 3年ごとの使用料改定を予定して既に2年以内に改定しているもの又は新設のものは、今回の見直し対象とせず、次回改定時に原価計算又は徴収基準を基に改定する。

例：自転車等駐車場・文化会館・幼稚園・保育所・斎場（葬具・霊柩車除く）・稲倉野外活動センター・学校開放

なお、市営住宅は公営住宅法により法定化されているほか、行政財産目的外使用・道路占用など土地自体の使用に係るもの（優先的利益を対象とするもの）は、コスト計算に当てはめられないため、別の時期に検討する。（現状では地価下落により引上げ方向にはなりにくい）

- (6) 同種の施設使用料は、施設内容・整備状況・小人等個人料金などを勘案し、改定幅のバランスを考慮する。

例：公民館・生涯学習センター、テニスコート、グラウンド、プール等

なお、府下他市の状況も一定は見た上で、府下最高額を目途とする。

使用料改定案一覧表

	使用料名称	経費総額	経費計×貸出施設面積/延床面積	収入	収入との差額	区分	現行料金	必要改定率	最低原価	目標原価率	目標原価	改定案	改定率	効果額	
1	市民サービスセンター使用料	23,040,126 円	6,451,235 円	5,154,500 円	-1,296,735 円		9:00～22:00							0 円	
						ホール	40,000 円	36.5%	14,599 円	125.2%	18,272 円	40,000 円	据置		
						オープンギャラリー	10,000 円	40.8%	4,082 円		5,109 円	10,000 円	据置		
						会議室	5,000 円	55.9%	2,795 円		3,498 円	5,000 円	据置		
2	社会福祉センター使用料	29,012,174 円	6,179,593 円	107,430 円	-6,072,163 円		9:00～21:00							21,500 円	
						第1会議室	3,000 円	76.8%	2,303 円	5752.2%	132,473 円	3,600 円	20.0%		
						第2会議室	3,000 円	76.8%	2,303 円		132,473 円	3,600 円	20.0%		
						大会議室	21,000 円	64.0%	13,436 円		772,866 円	25,200 円	20.0%		
3	葬具使用料	1,386,000 円	1,386,000 円	1,308,000 円	-78,000 円									78,000 円	
						特A	100,000 円	105.0%	105,000 円	106.0%	111,261 円	105,000 円	5.0%		
						A	54,000 円	116.7%	63,000 円		66,757 円	63,000 円	16.7%		
						B	30,000 円	122.5%	36,750 円		38,942 円	36,800 円	22.7%		
	公費扶助費	23,000 円	159.8%	36,750 円		38,942 円	23,000 円	据置							
4	霊柩自動車使用料	10,027,834 円	10,027,834 円	1,928,100 円	-8,099,734 円									1,928,100 円	
						特A A B	5,000 円	511.6%	25,581 円	520.1%	133,044 円	10,000 円	100.0%		
						公費扶助費	2,100 円	1218.1%	25,581 円		133,044 円	4,200 円	100.0%		
5	テニスコート(りんくう)使用料	4,947,434 円	4,947,434 円	4,921,800 円	-25,634 円				減価償却別途					984,400 円	
						1面2時間以内	1,000 円	45.8%	458 円	100.5%	460 円	1,200 円	20.0%		
6	テニスコート(りんくう)照明使用料	1,446,000 円	1,446,000 円	877,500 円	-568,500 円				減価償却別途					292,200 円	
						1面1時間以内	300 円	145.0%	435 円	164.8%	717 円	400 円	33.3%		
7	グラウンド(末広)使用料	2,453,072 円	2,453,072 円	885,000 円	-1,568,072 円									177,000 円	
						1時間	500 円	113.6%	568 円	277.2%	1,386 円	600 円	20.0%		
8	グラウンド(末広)照明使用料	4,194,897 円	4,194,897 円	1,475,000 円	-2,719,897 円									737,500 円	
						半面1時間	3,000 円	209.2%	6,276 円	284.4%	15,317 円	4,500 円	50.0%		
9	グラウンド(りんくう)使用料	324,688 円	324,688 円	425,400 円	100,712 円				減価償却別途					85,100 円	
						1時間	500 円	22.6%	113 円	76.3%	382 円	600 円	20.0%		
10	生涯学習センター使用料	31,968,065 円	12,921,492 円	3,226,450 円	-9,695,042 円		10:00～21:00							21.3%	687,200 円
						多目的室	9,900 円	102.0%	10,095 円	400.5%	40,429 円	11,900 円	20.2%		
						講座室(1)	3,600 円	115.2%	4,147 円		16,608 円	4,400 円	22.2%		
						講座室(2)	2,700 円	98.7%	2,664 円		10,669 円	3,300 円	22.2%		
						講座室(3)	2,700 円	89.2%	2,408 円		9,644 円	3,300 円	22.2%		
						講座室(4)	2,700 円	108.4%	2,927 円		11,722 円	3,300 円	22.2%		
						講座室(5)	1,800 円	63.8%	1,149 円		4,602 円	2,200 円	22.2%		
						会議室	2,700 円	59.7%	1,613 円		6,460 円	3,300 円	22.2%		
						料理室	6,300 円	54.1%	3,411 円		13,661 円	7,600 円	20.6%		
						工芸室	5,400 円	64.6%	3,489 円		13,973 円	6,500 円	20.4%		
						音楽室	5,400 円	62.2%	3,359 円		13,452 円	6,500 円	20.4%		
						美術室	4,500 円	106.2%	4,778 円		19,135 円	5,400 円	20.0%		
						和室	5,400 円	115.7%	6,248 円		25,022 円	6,500 円	20.4%		
						小音楽室	2,700 円	48.9%	1,321 円		5,290 円	3,300 円	22.2%		
暗室	2,700 円	10.0%	270 円		1,081 円	2,700 円	据置								

	使用料名称	経費総額	経費計×貸出施設面積/延床面積	収入	収入との差額	区分	現行料金	必要改定率	最低原価	目標原価率	目標原価	改定案	改定率	効果額	
11	歴史館入場料	61,796,834 円	10,804,479 円	184,550 円	-10,619,929 円	一般	200 円		-	5854.5%	11,709 円	400 円	100.0%	184,600 円	
						高校生、大学生等	100 円		-		5,854 円	200 円	100.0%		
12	旧新川家住宅使用料	12,769,896 円	1,842,297 円	106,100 円	-1,736,197 円		10:00～21:00							28.8%	30,600 円
						ザシキ	2,100 円	66.2%	1,390 円	1736.4%	24,136 円	2,600 円	23.8%		
						ブツマ	2,100 円	66.2%	1,390 円		24,136 円	2,600 円	23.8%		
						ソトグラ	5,600 円	66.2%	3,707 円		64,368 円	6,800 円	21.4%		
						一般	200 円		-			250 円	25.0%		
						高校生、大学生等	100 円		-			150 円	50.0%		
13	テニスコート使用料	4,180,999 円	4,180,999 円	2,462,460 円	-1,718,539 円									615,600 円	
						1面2時間以内	800 円	72.6%	581 円	169.8%	986 円	1,000 円	25.0%		
14	テニスコート照明使用料	661,739 円	661,739 円	356,900 円	-304,839 円									178,500 円	
						1面2時間以内	300 円	170.0%	510 円	185.4%	946 円	450 円	50.0%		
15	大池グラウンド使用料	10,328,552 円	10,328,552 円	306,720 円	-10,021,832 円									306,700 円	
						1面1時間以内	300 円	1594.0%	4,782 円	3367.4%	161,030 円	600 円	100.0%		
16	大池グラウンド照明使用料	1,386,828 円	1,386,828 円	776,600 円	-610,228 円									155,300 円	
						1面1時間以内	1,000 円	125.7%	1,257 円	178.6%	2,564 円	1,200 円	20.0%		
17	体育館使用料	76,189,268 円	41,751,719 円	9,817,560 円	-31,934,159 円		9:00～21:00								2,238,400 円
						大体育室	36,600 円	157.1%	57,492 円	425.3%	244,500 円	44,000 円	20.2%		
						小体育室	18,000 円	102.7%	18,480 円		78,591 円	21,600 円	20.0%		
						多目的室	18,000 円	91.3%	16,428 円		69,864 円	21,600 円	20.0%		
						トレーニング室	18,000 円	61.4%	11,052 円		47,001 円	21,600 円	20.0%		
						会議室1・2	6,600 円	66.9%	4,416 円		18,780 円	8,000 円	21.2%		
						共用個人利用	200 円		-		851 円	250 円	25.0%		
						トレーニング個人利用	300 円		-		1,276 円	400 円	33.3%		
18	青少年体育館使用料	35,010,845 円	13,164,078 円	1,974,220 円	-11,189,858 円		9:00～21:00							527,100 円	
						体育室	12,000 円	108.4%	13,008 円	666.8%	86,737 円	14,400 円	20.0%		
						個人利用1人1回	150 円		-		1,000 円	200 円	33.3%		
19	プール使用料	40,188,543 円	40,188,543 円	1,130,380 円	-39,058,163 円									1,130,300 円	
						個人利用1人1回	100 円		-	3555.3%	3,555 円	200 円	100.0%		
20	健康増進センター使用料	93,709,889 円	54,529,784 円	27,376,660 円	-27,153,124 円		9:00～21:00								7,556,000 円
						健康増進アリーナ	18,000 円	217.1%	39,074 円	199.2%	77,829 円	27,000 円	50.0%		
						会議室	12,000 円	118.4%	14,208 円		28,300 円	14,400 円	20.0%		
						研修室	18,000 円	69.1%	12,432 円		24,762 円	21,600 円	20.0%		
						室内プール 1コース	12,000 円	86.3%	10,360 円		20,635 円	14,400 円	20.0%		
						プール個人利用	600 円		-		1,195 円	750 円	25.0%		
						トレーニング個人利用	300 円		-		598 円	400 円	33.3%		
						アリーナ個人利用	200 円		-		398 円	250 円	25.0%		
効果額合計													17,981,300 円		

市民総合体育館使用料算出根拠

1 現状

単位 円

使用区分 \ 使用時間		午前9時～ 午前11時(2 時間)	午前11時 ～午後1時 (2時間)	午後1時 ～午後3 時(2時 間)	午後3時 ～午後5 時(2時 間)	午後5時 ～午後7 時(2時 間)	午後7時 ～午後9 時(2時 間)	午前9時 ～午後9 時(12時 間)
大体育室 1,680㎡	全面	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	36,600
	1 / 2面	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	18,000
	1 / 4面	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	9,000
小体育室 540㎡ 多目的室 480㎡ トレーニング室	全面	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	18,000
会議室	1	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,600
	2	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,600

区分	共用使用	トレーニング
一般(高校生以上)	1回 200 円	1回 300円
児童・生徒	1回 100 円	中学生以上 1回 300円

2 平成14年度実績

開館日数 307日 延床面積5985.20㎡
開館総時間 3676時間 平成14年度利用者総数 159,266人

利用者総数	室利用者	共用利用者	
		計	大人 小人
159266	150,866	8,400	5,658 2,742
	94.73%		5.27%

3 平成14年度経費(総合体育館施設管理事業費)

旅費		円
需用費	消耗品費	755,709
	印刷製本費	19,500
	光熱水費	16,192,103
	修繕料	2,324,038
	医薬材料費	9,660
	役務費	通信運搬費
委託料	ガス吸収式冷温水保守業務	2,126,250
	空調設備点検	2,415,000
	警備	554,400
	高圧電気保守点検	313,448
	自動扉保守点検	105,000
	受水槽清掃業務	199,500
	浄化槽管理委託業務	1,189,440
	消火設備保守点検	115,500
	清掃業務	7,371,000
大体育室照明点検	987,000	
使用料賃借料	衛生器具借上	272,160
	コピー機借上	365,470
	テレビ受信料	14,910
	有線放送受信料	64,800
備品購入費	庁用器具費	215,420
備品減価償却費		9,670,560
減価償却費		17,041,500
総経費		62,725,358

4 使用料単価算出

総延べ床面積分の貸し面積を乗じる
 $62,725,358 \times 3,281 / 5985.28 = \boxed{34,396,627}$ 円
 総稼働時間で除して、時間単価算出
 $\div 3676 = \boxed{9,357}$ 円

5 使用料改定案

最低原価

使用区分 \ 使用時間		1時間単価	午前9時～ 午前11時 (2時間)	午前11時～ 午後1時 (2時間)	午後1時～ 午後3時 (2時間)	午後3時～ 午後5時 (2時間)	午後5時～ 午後7時 (2時間)	午後7時～ 午後9時 (2時間)	午前9時～ 午後9時 (12時間)
大体育室 1,680㎡	51.20%	4,791	9,582	9,582	9,582	9,582	9,582	9,582	57,492
			4,791	4,791	4,791	4,791	4,791	4,791	28,746
			2,396	2,396	2,396	2,396	2,396	2,396	14,373
小体育室 540㎡	16.46%	1,540	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	18,480
多目的室 480㎡	14.63%	1,369	2,738	2,738	2,738	2,738	2,738	2,738	16,428
トレーニング室323	9.84%	921	1,842	1,842	1,842	1,842	1,842	1,842	11,052
会議室 129㎡	3.93%	368	736	736	736	736	736	736	4,416
会議室 129㎡	3.93%	368	736	736	736	736	736	736	4,416
3281㎡	100.00%	9,357							127,923

改定料金案

使用区分 \ 使用時間		1時間単価	午前9時～ 午前11時 (2時間)	午前11時～ 午後1時 (2時間)	午後1時～ 午後3時 (2時間)	午後3時～ 午後5時 (2時間)	午後5時～ 午後7時 (2時間)	午後7時～ 午後9時 (2時間)	午前9時～ 午後9時 (12時間)	改定率
現行	大体育室 1,680㎡	全面	3,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	36,600	
		1 / 2面		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	18,000	
		1 / 4面		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	9,000	
	小体育室 540㎡ 多目的室 480㎡ トレーニング室	全面	1,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	18,000	
			1,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	18,000	
			1,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	18,000	
会議室	1	550	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,600		
	2	550	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,600		
		8,600						130,800		
改定案	大体育室 1,680㎡	51.20%	3,667	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	44,000	20.2%
				3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	22,000	
				1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	11,000	
	小体育室 540㎡	16.46%	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	21,600	20.0%
	多目的室 480㎡	14.63%	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	21,600	20.0%
	トレーニング室323	9.84%	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	21,600	20.0%
	会議室 129㎡	3.93%	667	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	8,000	21.2%
会議室 129㎡	3.93%	667	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	8,000	21.2%	
3281㎡	100.00%	10,401						157,800		

	区分	共用使用		トレーニング	
現行	一般(高校生以上)	1回 200円			
	児童・生徒	1回 100円		中学生以上1回 300円	
案	一般(高校生以上)	1回 250	25%	中学生以上1回400	33%
	児童・生徒	1回 100			

改定率 22.8%

6 料金改定効果額(平成14年度実績に基づき算出)

$9,817,560 \times 0.228 = \boxed{2,238,404}$ 円

手数料の見直しについて

【基本的な考え方】

1 受益者負担の原則

使用料と同様、行政サービスを利用する場合、利用する特定の者が利益を受け、利用しない者との負担の公平性を欠くことから、受益者が応分の負担をすることにより負担の公平性を確保することを原則とする。

手数料は、一般的な使用料と異なる点は、基本的に人的役務提供が必ず伴うこと及びその役務提供がすべて受益者個人の必要により生じるものであることから、役務提供に要する経費は 100%受益者負担が原則となる。

2 手数料算定基準

1 件当たり < 手数料 = 原価 > を基本とし、手数料の原価計算を次のとおりとした。

(1) 原価 = 各役務提供 1 件当たりのコスト

(2) 「各役務提供 1 件当たりのコスト」は、1 件に係る所要時間に平均職員人件費を乗じたものと、役務提供に係るランニングコスト・イニシャルコストを 1 件当たり按分したものを合計する。

<対象ランニングコスト>

- (1) 消耗品費（交付する用紙代、決裁等の事務処理用品代、カード代など直接間接問わず必要な事務消耗品を含むすべて）
- (2) 修繕料（役務提供に必要な機器に係るもの）
- (3) 燃料費（確認等のため自動車を使用する場合など）
- (4) 印刷製本費（受付時の申請書・納付書・交付書類などの印刷物）
- (5) 役務費（確認の電話代などの通信運搬費、機器維持に係る手数料）
- (6) 委託料（機器保守点検など）
- (7) 使用料賃借料（機器リース代など）

上記以外にも旅費など役務提供するために必要な経費があれば該当する。

<対象イニシャルコスト>

- (1) 電算プログラム・機器の減価償却費（役務提供のためのプログラム作成経費・機器購入費は、残存価額 10%、耐用年数 8 年で年額算出）

<対象人件費>

受付等の開始からその役務提供が完了するまでに要する時間を積算し、人件費の平均単価 4,605 円 / 時間 を乗じて算出する。

【手数料改定方針】

- (1) 原則として、上記2により算定した金額を改定金額とする。ただし、政令等により全国統一料金のものや大阪府内統一料金の中は除く。

例：戸籍謄本交付手数料等の戸籍関係手数料、臨時運行許可手数料、危険物取扱い手数料等の消防関係手数料（証明事務除く）、狂犬病予防注射済票交付手数料等の犬関係手数料、優良住宅新築認定申請手数料等の租税特別措置法関係手数料

- (2) 手数料を原価まで改定すると、5倍以上の改定率になるものは単年度100%アップ、2倍以上5倍未満のものは50%アップ、2倍未満のものは30%アップ（端数切上げ）を目途とし、3年後に再度改定して原価に近づくようにする。

- (3) 上記2により算定した原価が現行手数料料金に満たない場合は、上記の計算上は値下げすることを意味するが、上記の原価は、当該事務処理に直接所要する時間の人件費で算出しており、総括管理的事務（調定事務・入金事務・集計事務・印刷物等の発注納品事務・文書管理事務など）に係る人件費が算入されていないこともあり、据置きとする。

- (4) 直近3年以内に既に改定又は新設しているものは、今回の見直し対象とせず、次回改定時に原価計算を行って改定する。

例：住民基本台帳カードの交付手数料、清掃手数料（粗大ごみ等）

- (5) 手数料条例上、その他証明に含まれる各種証明については、各部署により又は事務内容によって原価が異なるため、条例に別途項目として明記して適正な料金を設定するものとする。

例：課税証明、都市計画図上明示、用途地域等証明、地縁団体告示証明、境界確定謄抄本交付手数料、火葬等証明

